保健事業連絡協議会 令和7年8月26日 資料8-2

小平市新型インフルエンザ等対策行動計画の対策項目の考え方

改定後東京都行動計画の対策項目 改定後市行動計画の対策項目 市現行計画の対策項目【参考】 (特措法第7条等に基づき、都道府 (特措法第8条等に基づき、市町村 県による作成が求められている事 作成が求められている事項) ① 実施体制 ① 実施体制 ① 情報収集及び提供 ② 情報収集·分析 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ② 相談窓口の設置 ③ まん延防止に関する措置 ③ サーベイランス ③ まん延防止 ④ 予防接種の実施 ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーショ゙ ④ ワクチン ⑤ 医療 ⑤ 水際対策 ⑤ 保健 <mark>⑥ まん延防止</mark> **⑥** 物資 ⑥ 市民生活及び経済活動の安定の確保 ⑦ ワクチン ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保 ※実施体制は総論部分に記載あり 8 医療 ⑨ 治療薬・治療法 ⑩ 検査 ① 保健 ^⑫ 物資 ^⑬ 都民生活及び都民経済の安定の確保 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階の考え方 改定後東京都行動計画の発生段階 改定後市行動計画の発生段階 市現行計画の対策項目【参考】 (政府行動計画も同様) ≪3段階≫ ≪6段階≫ 市 準備期 未発生期 行 発生前の段階、事前準備 動 海外発生期 初動期(A) 計 画 新型インフルエンザ等に位置づけられる 国内発生早期 可能性がある感染症が発生した段階 ŧ 同 対応期 様 都内発生早期 (B) 封じ込めを年頭に対応する時期 に 3 (C-1)都 <医療体制> 病原体の性状等に応じて対応する時期 段 ① 通常の院内体制 階 感 (C-2)② 院内体制の強化 染 で ワクチンや治療薬等により対応力が高ま 期 ③ 緊急体制 る時期 整 (D) 玾 小康期 特措法によらない基本的な感染症対策に 移行する時期